

一般社団法人日本接着歯学会
名誉会員推戴内規

1. この内規は名誉会員の推薦基準、推薦手続き及び推戴に係る処遇等について定める。
2. 推薦基準は次のとおりとする。
一般社団法人日本接着歯学会（以下、「本会」という。）の発展に多大な貢献があったと認められ、次の各号のいずれかに該当する者
 - 1) 本会会員であって、30年以上継続して在籍していること（任意団体時を含む）
 - 2) 代議員（任意団体時は評議員）及び理事の任に25年以上あった者で、大学教員にあつては退職後、臨床医にあつては70歳以上であること
 - 3) 本会の理事長、副理事長（任意団体時は会長、副会長）、監事、大会長のいずれかの任にあつた者
 - 4) 前各号の規定にかかわらず、本学会の運営並びに発展に著しい貢献があったと理事会が認定した者
3. 名誉会員推戴候補者の推薦に当たっては、代議員の発議によるものとする。
4. 名誉会員は理事会の推薦を経て社員総会の承認を得た者とする。
5. 名誉会員には名誉会員証を贈呈し表彰する。
6. 名誉会員は年会費の納入は免除される。ただし、本会の役員及び代議員になることはできない。
7. その他、機関誌の無料配付、本会からの諸通知及び学術大会、懇親会の招待を受けることができる。
8. 本内規の改廃は、表彰委員会の発議により、規程検討委員会での協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. 本内規は平成28年 6月19日から施行する。
2. 本内規は平成29年11月24日から一部改定施行する。
3. 本内規は令和 2年 5月18日から一部改定施行する。
4. 本内規は令和 3年 8月30日から一部改定施行する。